

令和5年

西地区神車保存会

# 総会議案書

令和5年6月4日（日）

午後7時30分

神戸公民館 第一会議室

## 次第

- ◆ 保存会長あいさつ
- ◆ 西地区総代あいさつ
- ◆ 議長選出
- ◆ 議 題
  - ◎ 1号議案 令和4年度 事業報告
  - ◎ 2号議案 令和4年度 会計報告  
(監査報告)

- .....
- ◎ 3号議案 役員選任について
  - ◎ 4号議案 令和5年度 事業計画（案）
  - ◎ 5号議案 令和5年度 予算（案）

【添付資料】保存会規約・保存会組織名簿一覧表

西地区神車保存会



## 1号議案

# 令和4年度事業報告

令和4年5月1日～令和5年4月30日

## 〔会議及び総会開催記録〕 5回

令和4年6月28日（火） 幹事会

総会開催について

会長・役員選出

令和4年7月12日（火） 理事会

総会開催について

会長・役員選出

令和4年7月30日（土） 令和4年度 総会

令和3年度事業報告・会計報告

令和4年度事業計画案・予算案報告 新会長・新役員報告

令和4年10月11日（火） 幹事会

新役員顔合わせ 保存会の今後について

親睦会、祭礼について

令和5年3月24日（金） 幹事会

祭礼・宵宮振る舞い、親睦会について

神車100周年について

## 〔開催事業〕

令和5年1月20日（金）

親睦会開催 参加人員19名 場所：一品香

## 〔山車保存・調査研究・記録〕

令和4年5月更新

神車保存会ホームページ「神車 OFFICIAL SITE」管理

## 〔山車修復保存〕

令和4年11月6日(日)

保険審査のための協力・画像提供

## 〔祭礼協力〕

令和5年4月15日、16日 はんだ春の祭礼

## 〔案内、連絡発送記録〕 4件

令和4年7月6日

総会案内送付

令和4年8月2日

新会長就任・新役員等案内送付

令和4年11月21日

親睦会案内送付

はんだ山車まつりカレンダー販売案内送付

令和5年3月31日

祭礼日程案内送付

総会開催予定案内

**2号議案****令和4年度神車保存会 収支計算書**令和5年5月5日現在  
(単位:円)**1. 収入の部**

前年度繰越金	1,764,839
令和4年度会費60口(現会員47名)	300,000
新年懇親会会費(16名)	32,000
総代/副総代(寸志)(3名)	10,000
ビール2ケース(返金)	8,000
預金利息	24
計	<u>¥2,114,863</u> ①

**2. 支出の部**

通信および事務費(HP 管理費含む)	5,000
幹事会お茶	1,425
メール便(山北新聞店)	13,064
親睦会(一品香19名、総代/副総代含む)	95,000
法被(杉江染物店)	22,000
祭礼寄付金	30,000
宵宮振る舞い	30,000
ビール2ケース(酒やビック)	9,471
計	<u>¥205,960</u> ②

**3. 残高**

①-②=③

¥1,908,903 ③**残高内訳**

現金	170,689
普通預金	538,214(274,811+263,403)
定期預金	1,200,000
郵便貯金	0
12/5 解約金30,000円知多信(0304715へ入金)	

計 ¥1,908,903

# 会計監査報告書

西地区神車保存会

会長 榊原 善弘 殿

令和4年度神車保存会の収入・収支の決算につきましては、  
会計諸帳簿と関係資料を慎重に監査した結果、内容が正確で適正に  
執行されていたことを認めましたので報告します。

令和5年 5月 24日

会計監査 西地区総代 瀧田 裕次

副総代 深谷 修

副総代 杉田 安啓

3号議案

役員選任の件

令和5年度神車保存会役員候補者は、令和4年度に引き続き、  
次のとおりです。

会	長	榊原	善弘
副	会	澤田	茂樹
会	計	榊原	新二

幹	事	長	榊原	宗平
事	務	局	今井	斎人
幹		事	森	明人
幹		事	榊原	幸一
幹		事	瀧田	裕次
幹		事	深谷	修

特別	幹	事	朝倉	浩一
特別	幹	事	沢田	清

# 令和5年度事業計画(案)

令和5年5月1日～令和6年4月30日

## ◎ 祭礼、研修・親睦

- ・ 神社内の振舞い  
（令和6年度祭礼宵宮）（ビール、肴の振舞い）
- ・ 祭礼見学・研修旅行  
（はんだ山車まつり開催のため中止）
- ・ 親睦会の開催（はんだ山車まつり等）  
開催場所は後日に案内

## ◎ 山車記録、情報提供

- ・ 神車保存会 WEB サイト「神車オフィシャルサイト」管理・更新

URL <https://kamiguruma.info/> Google「神車」検索で閲覧できます

## ◎ 山車保存修復

- ・ 神車建造100周年記念事業計画（別紙資料参考）

## ◎ 祭礼の参加協力

.....

- その他事業が発生した場合は必要に応じて連絡します。  
保存会員は保存会事業に極力参加を希望します。

.....

## 5号議案 令和5年度神車保存会収支予算(案)

令和5年5月1日～令和6年4月30日

(単位：円)

### 1. 収入の部

前年度よりの繰越金	1,908,903
今年度会費 37名(前納除く)×5,000円 (現会員47名)	185,000
預金利息	25
計	<u>¥2,093,928</u>

### 2. 支出の部

総会および幹事会・理事会・各部会活動費(お茶代)	30,000
祭礼寄付金	30,000
親睦会、はんだ山車まつり	150,000
祭礼宵宮振る舞い	40,000
通信および事務費	30,000
神車オフィシャルサイト運営費	5,000
その他(物品費・慶弔費)	30,000
予備費	1,778,928
計	<u>¥2,093,928</u>



# 西地区神車保存会規約

## （名 称）

第1条 本会は神車保存会（以下「保存会」と言う）と言う。

## （目 的）

第2条 保存会は神車の維持保存に努めるとともに会員の親睦を計り、祭礼の運営に協力し、地域の文化振興に寄与することを目的とする。

## （事 業）

第3条 保存会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- （1）山車の維持保存に関する事業。
- （2）祭礼及びそれに伴う事業に参加し、活動する。
- （3）後継者の育成に関する事業。
- （4）その他必要な事業。

## （会 員）

第4条 保存会の会員は西地区の構成員などで本会の主旨に賛同するものであるとともに年齢を30歳以上のものとする。

## （役 員）

第5条 保存会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）会 計 1名
- （4）幹 事 5名以上

## （役員を選出及び任期）

第6条 会長は総会において会員の中より選挙で選出し、その他の役員は会員の中から会長が指名し、総会において会員の承認をえる。その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## （役員の仕事）

第7条 会長は保存会を代表し、理事会を召集することができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等々が発生した場合には、その職務を代行する。

- 3 会計は経理を担当する。
- 4 幹事は保存会の運営を主務とし、理事会にて意見を述べるとともに、幹事会を開いて会議することができる。

(役員)の補選と任期)

- 第8条 役員に欠員が生じた場合は、理事会にてその補充を決定することができる。ただし欠員のままでも良い。
- 2 前項でいう新たな役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第9条 保存会に顧問を置くことができ、顧問選任資格としては区長・地区総代・保存会長経験者とする。
- 2 顧問選任資格があっても本人は辞退することができる。
  - 3 顧問は、保存会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(会議)

- 第10条 保存会の会議は総会、理事会及び幹事会とする。ただし、重要な事項については地区の総代と事前に協議すること。
- 2 総会は年1回開催し、その期間は6月末頃とする。ただし、臨時に総会を開催することもできる。
  - 3 理事会は必要に応じて開催することができる。なお、理事会には、会長、副会長、会計、幹事、顧問で構成し、さらに当該年度の総代及び副総代を出席させなければならない。
  - 4 幹事会は理事会の円滑な運営を図るべく必要に応じて開くことができる。なお、あらかじめ幹事長を1名決めておき、幹事長は会長が任命すること。
  - 5 協議事項の内容に応じて該当者を出席させることができる。
  - 6 すべての会議は過半数以上の出席がなければ成立しない。(委任状は可とする)
  - 7 事業に置ける支出が十拾萬円を超える場合は総会に諮らなければならない。
  - 8 協議事項は出席者の過半数をもって決定する。

(運営)

- 第11条 本会は、会費、寄付金等の収入をもって運営する。

(会 計)

第12条 会計年度は毎年5月1日から翌年の4月30日までとする。

(監 査)

第13条 監査は当該年度の総代・副総代があたり、会計を監査し、その結果を理事会・総会に報告する。

(慶 弔)

第14条 会員死亡時には生花一对と香典料壹萬円とする。

2 会員には訃報連絡葉書を郵送する。

(規 則)

第15条 退会する際は、退会届を提出すること。

2 保存会員としてふさわしくない行動などがあった場合は、脱会させることができる。

3 当該年度末までに会費を納入しない会員は脱会させることができ、その場合、保存会の法被を没収することができる。

4 上記事項で諸事情によっては考慮することができる。一度退会した会員についても幹事会の承認をもって再入会することができる。

(事故の責任)

第16条 保存会員は山車組組織の確認事項および誓約書を理解し同意の上、楽しく安全な祭礼の遂行に協力する。

(その他)

第17条 本会規約に定めるほか、運営上必要な事項が生じた場合は、総会に諮って決定する。

(保存会の事務所所在地)

第18条 保存会の事務所所在地を半田市花園町1-12-11に置くこととする。

第19条 保存会として祭礼時に寄付をすることができる。

付則

西地区神車保存会 平成12年9月23日設立

本規約は平成12年9月23日から施行する。

平成18年8月26日改正

平成19年6月30日改正

平成21年6月20日改正

平成22年7月4日改正

平成24年7月14日改正

平成25年6月15日改正

令和4年7月30日改正

令和5年6月4日改正